

避難者訴訟 第27回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第27回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第27回口頭弁論：12月6日（水）10：00から

2017年12月6日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 高橋右京（たかはしうきょう） 03-3463-4351

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

以下の事件のうち、分離後の2陣原告379名（111世帯）

原告 早川篤雄 外35名（第1次提訴分）＋國分富夫 外174名（第2次提訴分）＋菅野清一 外137名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外119名（第4次提訴分）＋113名（第5次提訴分）＋10名（第6次提訴分） その後死亡原告2名とその承継者を検討して、合計600名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者 ※1陣原告含む

原告： ・188世帯（15世帯＋62世帯＋35世帯＋35世帯＋38世帯＋3世帯）

・1陣原告分 77世帯221名

・2陣原告分 111世帯379名

・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額 ※1陣原告含む

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金306億4396万9136円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。

そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし、本件は、訴訟提起以来、時間が経過し、被害者の救済は待ったなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため、請求項目は、最終的に、自宅不動産、家財、慰謝料に絞っている。

(2) 損害賠償請求の項目

① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域、またそれに準じる地域については政府による区域の変更、立ち入り制限の程度に拘わらず、向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく、再取得価格の請求。

[土地]

500㎡未満の場合、避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価(4万3000円)または、1368万8000円(フラット35)のうち、いずれか大きい方。

500㎡以上の場合、500㎡×福島県都市部の平均宅地単価(4万3000円)＋(従前の宅地面積－500㎡)×(1㎡当たりの固定資産税評価額×1.43)の式によって得られる額

[建物]

フラット35(2238万円)＋(従前の床面積－115.3㎡)×平成23年度の平均新築単価(15万8800円)の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に、家族構成ごとによって算定される賠償額。

② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで、一人につき月額50万円を請求する。

③ ふるさとを喪失したことに對する慰謝料

かつての自宅、また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに對する慰謝料として、一人につき、金2000万円を請求する。

第2 第27回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第27回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

当訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次、第2次提訴原告までを第1陣、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

これまで、第26回口頭弁論までは次のことをしてきました。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、第24回口頭弁論まで、第2次提訴原告についてほぼ1世帯について1人という尋問を実施してきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、いわき市の仮設住宅、広野町、楡葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町、川俣町山木屋地区について、現場検証も行われました。この11月の検証は、第2陣に関わる内容です。

さらに2017年3月22日の第22回口頭弁論においては、除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

6月21日の第24回口頭弁論をもって、原告側の第1陣訴訟に関する立証が全て終了しました（第25回口頭弁論は、第2陣の主張をしました。）。

そして、2017年10月11日の第26回口頭弁論では、原告を第2次提訴までの一団を第1陣原告団として、第3次提訴以降第6次提訴までの分を第2陣原告団として分離し、第1陣原告団に関する事件が結審されました。

現在は、第1陣原告について判決を待つと同時に、第2陣原告について本人尋問が開始される段階です。

2 第27回の流れ

第27回は、3名の原告の本人尋問を行います。

冒頭、準備書面の陳述等を行います。この中で代理人による意見陳述を行います。山田大輔弁護士が本年10月10日に出された生業判決の問題点を指摘する意見陳述を行う予定です。

その後、昼休憩を跨いで原告3名の尋問を行います。尋問される人等については後述のとおりです。

なお、今回は、従前口頭弁論期日後に行われていた別室での進行協議は行われません。3人目の尋問が終了した後、閉廷前に今後の進行について簡単な打合せが行われる予定です。

全体としては、午前10時に開始し、午後5時ころ終了する予定です。

尋問される人（担当弁護士）と主尋問時間を、流れの順番に記載すると次のとおりです。

菅野源勝	川俣町山木屋	（川口智也、松岡肇）	75分
渡邊新一	川俣町山木屋	（宮田学、武田浩一）	75分
大内秀一	川俣町山木屋	（鈴木堯博、下里大介）	75分

このうち、以上の原告の尋問では、ご自身の被害について語るとともに、山木屋全体の被害に関しても語ってまいります。例えば、山木屋で生業としていた農業・養鶏業の内容やその再開の見込みが立たないこと、山木屋の豊かな自然の恵みや三匹獅子舞をはじめとする伝統文化、山木屋内の自治体組織や緑の少年団等の活動を通じて形成してきた地域の交流が失われてしまったことなどです。

第3 第27回口頭弁論期日の意義

第2陣原告団にとっては、第1回目の本人尋問となります。山木屋の被害については昨年11月に実施された検証等によって立証してきましたが、時間の制約から検証では立証できなかった点やより深く立証すべき点等を本人尋問によって立証していきます。

また、2018年3月22日には第1陣原告の判決が控えています。第2陣原告団に対する本人尋問で被害の実態を明らかにすることは、裁判官

を原発事故による取り返しのつかない被害に真摯に向き合わせることになり、第1陣の判決をよりよいものとするためにも極めて重要な意味をもちます。

第4 第28回法廷など

第28回口頭弁論期日は、2018年2月14日（水）午前10時00分開始を予定しています。

また、2018年3月22日には、第1陣原告について判決が言い渡されます。

以 上